

# 令和5年度 社会教育主事講習開催要項

国立大学法人 香川大学

## 1 目的

本講習は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程(昭和26年文部省令第12号)に基づき実施するもので、社会教育主事の職務を遂行するために必要な専門的知識、技能を修得させ、社会教育主事となりうる資格を付与することを目的とする。

2 主催 文部科学省

3 実施機関 国立大学法人 香川大学

4 開催時期 令和5年7月31日(月) ～ 令和5年8月25日(金)

5 主会場 香川大学地域人材共創センター(高松市幸町1-1)

## 6 開設科目及び単位数

社会教育主事講習等規程第3条の規定に基づき4科目、8単位を開設する。

7 講習科目名、単位数及び講師等 別表1 のとおり

8 募集人員 30名

9 日程 別表2 のとおり

## 10 受講資格

社会教育主事講習等規程第2条各号のいずれかに該当する者

- 〔1〕 大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律(昭和26年法律第17号)附則第2項の規定に該当する者(注1)
- 〔2〕 教育職員の普通免許状を有する者
- 〔3〕 2年以上法第9条の4第1号イ及びロに規定する職にあつた者又は同号ハに規定する業務に従事した者(注2)
- 〔4〕 4年以上法第9条の4第2号に規定する職にあつた者(注3)
- 〔5〕 その他文部科学大臣が〔1〕から〔4〕に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者(注4)

(注1)

旧大学令、旧高等学校令、旧専門学校令若しくは旧教員養成諸学校官制の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校若しくは教員養成諸学校又は文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を卒業し、又は修了した者は、大学に2年以上在学して、62単位以上を修得した者とみなす。

(注2)

- (1) 社会教育法第9条の4第1号ロに規定する社会教育主事補の職と同等以上の職は次のとおりとする。
  - ① 文部科学省（文化庁及び国立教育政策研究所を含む。）、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人（以下単に「大学共同利用機関法人」という。）、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター及び独立行政法人国立青少年教育振興機構において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
  - ② 地方公共団体の教育委員会（事務局及び教育機関を含む。以下同じ。）において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
  - ③ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
  - ④ 社会教育施設において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
  - ⑤ 図書館法（昭和25年法律第118号）第4条に規定する司書の職
  - ⑥ 博物館法（昭和26年法律第285号）第4条第4項に規定する学芸員の職
  - ⑦ 社会教育関係団体において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者（常時勤務する者に限る。）の職であって、文部科学大臣が(1)の①から(1)の③に掲げる職に相当すると認めた職
  - ⑧ その他文部科学大臣が(1)の①から(1)の⑦までに規定する職と同等以上と認めた職
- (2) 社会教育法第9条の4第1号ハに規定する社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものは次のとおりとする。
  - ① 国立教育政策研究所、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
  - ② 地方公共団体の教育委員会が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
  - ③ 大学等が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
  - ④ 社会教育施設が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
  - ⑤ 社会教育関係団体が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸

## 活動の指導

- ⑥ 独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第3号に規定する国民等の協力活動
- ⑦ その他文部科学大臣が(2)の①から(2)の⑥までに規定する業務と同等以上と認めた業務

### (注3)

社会教育法第9条の4第2号に規定する教育に関する職は次のとおりとする。

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定子ども園（以下「幼保連携型認定子ども園」という。）の学長、校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、副学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、講師（常時勤務する者に限る。）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定子ども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員（常時勤務する者に限り、単純な労務に雇用される者を除く。）及び学校栄養職員（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の3に規定する職員をいい、同法第5条の2に規定する施設の当該職員を含む。）の職
- ② 学校教育法第124条に規定する専修学校の校長及び教員の職
- ③ 少年院法（昭和23年法律第169号）第1条に規定する少年院又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第44条に規定する児童自立支援施設において教育を担当する者の職
- ④ その他文部科学大臣が①から③までに規定する職と同等以上と認めた職

### (注4) 文部科学省の認める者

社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号）第2条第5号の規定に基づき、社会教育主事講習を受けることができる者として文部科学大臣の認める者は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の4第1号に掲げる職及び業務に相当する職及び業務に4年以上従事した者

## 11 受講申込の方法

- [1] 受講申込者は、下記の書類を整え令和5年6月30日(金)までに、居住地の県教育委員会に提出すること。
  - ① 受講申込書(様式1)
  - ② 受講資格を証明する関係書類  
(卒業・修了証明書(卒業又は修了証書の写し可)、免許状の写し、所属長の勤務証明書(様式2等))
  - ③ 履歴書(様式3)
  - ④ 受講承認書(様式4)(所属長の受講承認書)
  - ⑤ 単位修得認定申請書(様式5)
  - ⑥ 分割受講証明書(様式6)(過去に分割で講習科目を受講した者)
  - ⑦ 返信用封筒[角形2号(33.3cm×24.1cm)、自己のあて先(住所、氏名、郵便番号)記入の上、210円切手貼付のこと。]

(注) 卒業又は修了証書の写し、免許状の写しは、所属長又は所轄長の原本と相違ない旨の証明つきのものであること。

- [2] 教育委員会は、上記の書類により受講資格の有無を審査の上、とりまとめ受講申込者一覧表を添えて、令和5年7月7日(金)までに必着するように提出すること。

提出先:〒760-8521 高松市幸町1-1  
香川大学地域人材共創センター

## 12 分割受講について

年度内及び年度を越えての分割受講を認める。分割区分は、以下のとおりとする。

- (1) 「生涯学習概論 2単位」
- (2) 「生涯学習支援論 2単位」
- (3) 「社会教育経営論 2単位」
- (4) 「社会教育演習 2単位」

ただし、社会教育演習を分割受講しようとする者にあつては、当該講習をもって、社会教育主事の資格を取得する場合に限る。

## 13 受講者の決定

実施機関が運営委員会の意見を聴いて決定する。

(注1) 受講者の決定に必要な書類等で不備な点がある場合は、審査の対象から除外することがある。

(注2) 受講許可書は、7月中旬頃に本人あて発送するとともに、県教育委員会にも受講許可者名を通知する。

## 14 受講者の集合日時及び場所

受講者は、必ず令和5年7月31日(月)8時50分から9時20分までに香川大学地域人材共創センター(研究交流棟6階)に集合し、受講許可書を受付に提示すること。

## 15 受講に要する経費

受講料は徴収しない。ただし、諸経費として、教材・資料、写真等は、受講者の負担とする。

## 16 講習中の交通手段について

特別の事情がある場合を除き、受講には公共交通機関を利用すること。

また、特別な事情がある場合であっても、会場の幸町北キャンパスは駐車スペースが少ないため、構内への自動車の入構については参加者決定後の通知に従うこと。

## 17 宿泊の申込み

各自で手配すること。

## 18 傷害保険について

社会教育主事講習期間中の事故や怪我にそなえ、傷害保険に加入するなど各自の責任で万全を期すこと。

## 19 その他

本講習に関する事務連絡、問合せ等は下記に照会のこと。

- 香川大学地域人材共創センター(TEL 087-832-1370)
- 香川県教育委員会事務局生涯学習・文化財課(TEL 087-832-3773)

(別表1)

講習科目名, 単位数, 内容・テーマ, 教育方法, 配当時間数及び担当講師の職氏名

科目名	単位数	内容・テーマ	配当時間数	教育方法	担当講師予定者の職氏名	
生涯学習概論	2	生涯学習と社会教育の理念	30	講義 演習	香川大学地域人材共創センター 講師 大村 隆史	
		生涯学習と社会教育の歴史				
		社会教育行政の意義と役割				
		社会教育法・関連法・答申講読1・2				
		社会教育士の役割と実際				丹波ひとまち支援機構 社会教育士 蔦木 伸一郎
		図書館と社会教育				香川県立図書館 藤沢 幸応
		博物館と社会教育				香川県立ミュージアム 御厨 義道
		生涯スポーツ・健康教育と社会教育				香川大学教育学部 教授 野崎 武司
		公民館と社会教育				香川大学地域人材共創センター 講師 大村 隆史
		家庭教育支援としての生涯学習				高松市大町コミュニティセンター 主任 片山 あゆみ
		人権教育と生涯学習				香川大学法学部 教授 平野 美紀
		市町における生涯学習・社会教育振興策				高松市生涯学習課 課長 合田 紀子
		県における生涯学習・社会教育振興策				香川県教育委員会事務局生涯学習・文化財課 課長 佐々木 隆司
		国における生涯学習・社会教育振興策				文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
社会教育経営論	2	社会教育行政と地域づくりマネジメント	30	講義 演習	香川大学地域人材共創センター 講師 大村 隆史	
		社会教育行政と市民協働・住民自治				
		NPOによるまちづくりと人材育成1				特定非営利法人大ナゴヤ・ユニバーシティ・ネットワーク 理事 山田 卓也
		NPOによるまちづくりと人材育成2				
		社会教育施設のネットワークと広報戦略				香川大学地域人材共創センター 講師 大村 隆史
		社会教育計画の策定と評価1				香川大学地域人材共創センター 講師 大村 隆史
		社会教育計画の策定と評価2				
		社会教育施設と防災・危機管理1				香川大学 非常勤講師 岩原 廣彦
		社会教育施設と防災・危機管理2				
		社会教育事業における評価の意義と方法				香川大学地域人材共創センター 講師 大村 隆史
		社会教育施設の経営戦略				香川大学地域人材共創センター 講師 大村 隆史
		持続可能な開発目標の実現と地域計画1				高知県土佐町企画推進課
		持続可能な開発目標の実現と地域計画2				町田 健太
		学習課題の分析と把握				香川大学地域人材共創センター 講師 神田 亮
学習成果の評価と活用						

社会教育演習	2	社会教育演習の事前指導	60	講義 演習	2	香川大学地域人材共創センター
		2			講師 大村 隆史	
		8			香川県教育委員会事務局生涯学習・文化財課	
		2				
		2				
		2				
		2				
		2			香川大学地域人材共創センター	
		2			講師 大村 隆史	
		2			香川県教育委員会事務局生涯学習・文化財課	
		2			香川大学地域人材共創センター	
		2			講師 大村 隆史	
		2				
		2				
		2				
		2				
		2			香川大学地域人材共創センター	
		2			講師 大村 隆史	
		2			香川県教育委員会事務局生涯学習・文化財課	
		2				
2	香川大学					
2	非常勤講師 岩原 廣彦					
4	香川大学地域人材共創センター					
4	講師 大村 隆史					
4	四国経済産業局 企画課 課長補佐 西畑 徹					
4	名古屋大学高等教育研究センター					
4	研究員 東岡 達也					
生涯学習支援論	2	学習支援方法としての参加型学習 1	30	講義 演習	2	大分大学大学院教育学研究科
		2			教授 清國 祐二	
		2				
		2				
		2				
		2				
		2				
		2			香川大学地域人材共創センター	
		2			特命助教 梅津 彩音	
		2			特定非営利活動法人わがこと	
		2			理事 山地 武	
		2			香川大学教育学部	
		2			教授 坂井 聡	
		2			香川大学ダイバーシティ推進室	
2	特命講師 黒澤 あずさ					
2	香川大学地域・産官学連携戦略室					
2	特命准教授 植村 友香子					
2	香川大学地域人材共創センター					
2	講師 大村 隆史					

(別表2)

令和5年度四国地区社会教育主事講習日程表

日 程	1時限 (8:50~10:20)	2時限 (10:30~12:00)	3時限 (13:00~14:30)	4時限 (14:40~16:10)	5時限 (16:20~17:50)
7月31日 月	8:50受付 9:20開講式 10:00オリエンテーション	[生涯学習概論] 生涯学習と社会教育の理念と歴史 (大村 隆史)	[生涯学習概論] 社会教育法・関連法・答申講読1・2 (大村 隆史)	[生涯学習概論]	
8月1日 火	[生涯学習概論] 博物館と社会教育 (御厨 義道)	[生涯学習概論] 図書館と社会教育 (藤沢 幸応)	[生涯学習概論] 生涯スポーツ・健康教育 と社会教育 (野崎 武司)	[生涯学習概論] 社会教育士の役割と実際 (髙木 伸一郎)	
8月2日 水	[社会教育経営論] 社会教育施設の経営戦略 (大村 隆史)	[生涯学習支援論] 情報通信技術と生涯学習 (山地 武)	[社会教育経営論] 持続可能な開発目標の実現と地域計画1・2 (町田 健太)	[生涯学習概論]	
8月3日 木	[生涯学習概論] 国における生涯学習・社会 教育振興策 文部科学省総合教育政策 局地域学習推進課	[生涯学習概論] 市町における生涯学習・ 社会教育振興策 (合田 紀子)	[生涯学習概論] 県における生涯学習・社会 教育振興策 (佐々木 隆司)	[生涯学習概論] 家庭教育支援としての生涯学習 (片山 あゆみ)	
8月4日 金	[生涯学習概論] 人権教育と生涯学習 (平野 美紀)	[生涯学習支援論] 被災地域における学習支援 (梅津 彩音)	[社会教育経営論] NPOによるまちづくりと人材育成1・2 (山田 卓也)	[生涯学習概論]	
8月7日 月	[社会教育経営論] 防災・危機管理の理解 (岩原 廣彦)	[社会教育経営論] 防災・危機管理と社会教育 (岩原 廣彦)	[社会教育演習] 防災・危機管理ワークショップ1・2 (岩原 廣彦)	[生涯学習概論]	
8月8日 火	[生涯学習支援論] 特別支援教育と生涯学習 (坂井 聡)	[生涯学習支援論] 生涯学習における合理的配慮 (坂井 聡)	[生涯学習支援論] 男女共同参画の形成と生涯学習 (黒澤 あずさ)	[生涯学習支援論] 多文化共生と生涯学習 (植村 友香子)	
8月9日 水	[生涯学習支援論] 学習支援方法としての参加型学習1・2 (清國 祐二)	[生涯学習支援論] 参加型学習とファシリ テーション (清國 祐二)	[生涯学習支援論] 参加型学習とファシリ テーション (清國 祐二)	[生涯学習支援論] 学習者理解とカウンセリ ングマインド (清國 祐二)	
8月10日 木	[生涯学習支援論] 参加型学習の実際とファシリテーション技法1・2 (清國 祐二)				
8月14日 月	[生涯学習概論] 社会教育行政の意義と役割 (大村 隆史)	[生涯学習概論] 公民館と社会教育 (大村 隆史)	[生涯学習概論] 学校と社会教育 (大村 隆史)	[社会教育経営論] 社会教育行政と地域づく りマネジメント (大村 隆史)	
8月15日 火	[社会教育経営論] 社会教育行政と市民協 働・住民自治 (大村 隆史)	[社会教育経営論] 社会教育施設のネット ワークと広報戦略 (大村 隆史)	[社会教育経営論] 社会教育計画の策定と評価1・2 (大村 隆史)	[社会教育経営論] 社会教育事業における評 価の意義と方法 (大村 隆史)	
8月16日 水	[社会教育経営論] 学習課題の分析と把握 (神田 亮)	[社会教育経営論] 学習成果の評価と活用 (神田 亮)	[生涯学習支援論] 生涯学習支援者の力量形成 (大村 隆史)	[社会教育演習] 学習プログラム作成の理 論と実際 (大村 隆史)	
8月17日 木	[社会教育演習] 社会教育演習の事前指導 (大村 隆史)	[社会教育演習] 実地視察の課題設定と事前学習 (各班担当講師)	[社会教育演習] 社会調査法演習(量的調査・RESAS)1・2 (西畑 徹)	[社会教育演習]	
8月18日 金	[社会教育演習] 社会調査法演習(質的調査・当事者研究)1・2 (大村 隆史)	[社会教育演習]	[社会教育演習] プレゼンテーション演習1・2 (東岡 達也)	[社会教育演習]	
8月21日 月	[社会教育演習] 社会教育施設の実地視察 (各班担当講師)				
8月22日 火	[社会教育演習] 実地視察のレポート作成(1)	[社会教育演習] 実地視察のレポート作成(2)	[社会教育演習] 実地視察のレポート作成(3)	[社会教育演習] 実地視察のレポート作成(4)	
8月23日 水	[社会教育演習] 実地視察の成果発表・共有(1) (各班担当講師)	[社会教育演習] 実地視察の成果発表・共有(2) (各班担当講師)	[社会教育演習] 学習プログラム演習事前指導 (大村 隆史)	[社会教育演習] 学習プログラム案の作成(1)	
8月24日 木	[社会教育演習] 学習プログラム案の作成(2)	[社会教育演習] 学習プログラム案の中間発表 (大村 隆史)	[社会教育演習] 学習プログラム案の作成(3)	[社会教育演習] 学習プログラム案の作成(4)	
8月25日 金	[社会教育演習] 学習プログラム案の 発表・共有(1) (大村 隆史)	[社会教育演習] 学習プログラム案の 発表・共有(2) (大村 隆史)	[社会教育演習] 学習プログラム案の 発表・共有(3) (大村 隆史)	[社会教育演習] 閉校式・事務連絡	

※着色部はオンデマンド教材の視聴による受講形式をとるため、これらの講義日程は推奨される日程として表示している。

(様式1)

## 社会教育主事講習受講申込書

令和 年 月 日

国立大学法人 香川大学長 殿

氏 名

令和5年度四国地区社会教育主事講習を受講したいので、受講資格を証明する関係書類を添えて、下記により申し込みます。

記

ふりがな 氏 名		生 年 月 日	年 月 日	年 齢 歳
現 住 所	(〒 - ) 連絡先 (TEL ) / 緊急時連絡先 (TEL ) (E-mail : )			
所 属 先	名 称	(勤務先 : )		
	職 名		常勤・非常勤の別	
	所 在 地	(〒 - )		
	連 絡 先	TEL	FAX	
	E-mail			
受講希望科目 ※受講希望欄に○印 をすること。	科 目	単 位	受 講 希 望 欄	
	生涯学習概論	2		
	生涯学習支援論	2		
	社会教育経営論	2		
	社会教育演習	2		
単位修得の認定を受 けた科目及び単位		単位修得の認定を希 望する科目及び単位		
受 講 資 格	社会教育主事講習等規程第2条の第 号に該当			
最 終 学 歴				
職 歴 (資格関係分)	自 年 月 至 年 月 ( 年 カ月)			
	自 年 月 至 年 月 ( 年 カ月)			
	自 年 月 至 年 月 ( 年 カ月)			
	自 年 月 至 年 月 ( 年 カ月)			

※勤務先は所属先と異なる場合に記入して下さい。例：(株)〇〇会社(勤務先：〇〇図書館)  
(備考)

1 単位修得の認定を受けた科目及び単位の欄には、社会教育主事講習等規程第3条の規定による社会教育主事講習修了に必要な科目のうち、既に修得している講習の科目及び単位又は同規程第7条第2項及び第3項の規定により、実施機関の長から単位修得の認定を受けた科目及び単位を記入すること。その場合、単位の認定を証明する関係書類を添付すること。

2 単位修得の認定を希望する科目及び単位の欄には、新たに実施機関の長から単位修得の認定を希望する科目及び単位(様式5の表第3欄に記載するもの)を記入すること。

3 受講資格を証明する関係書類は、卒業又は修了証明書、教育職員の普通免許状の写し、所属長の勤務証明書等とする。



(様式2)

## 勤 務 証 明 書

氏 名

生年月日 年 月 日

上記の者は、本 年に下記のとおり勤務していたことを証明する。

記

期 間	職 名	勤 務 内 容
自 年 月 至 年 月 ( 年 ヶ月)		
自 年 月 至 年 月 ( 年 ヶ月)		
自 年 月 至 年 月 ( 年 ヶ月)		
自 年 月 至 年 月 ( 年 ヶ月)		
自 年 月 至 年 月 ( 年 ヶ月)		

令和 年 月 日

所属長職氏名

印

(注意)

- 1 職名の欄には、発令されたとおりの職名を記入すること。
- 2 職務内容の欄には、従事した職務の内容を具体的に記入すること。
- 3 この証明書は、社会教育主事講習等規程第2条の第3、第4、第5号該当者のみ添付すること。



(様式4)

# 受講承認書

令和 年 月 日

国立大学法人 香川 大学長 殿

所属

職名

氏名

印

下記の者が、令和5年度四国地区社会教育主事講習を受講することについて承認します。

記

勤務先	職名	氏名

(様式5)

## 社会教育主事講習単位修得認定申請書

下記の表第4欄に掲げる事由を証する書類を添えて次のとおり申請いたします。

令和 年 月 日

国立大学法人 香川大学長 殿

1 氏名 ふりがな		生年月日	年 月 日
2 住所	(〒 - )		
3 認定を希望する 科目及び単位数			
4 申請事由及び 適用条件			
5 備考			

(様式6)

## 社会教育主事講習分割受講証明書

氏 名

生 年 月 日

上記の者は、社会教育主事講習の単位を次のとおり修得していることを証明します。

( 科 目 名 )

(単位数)

(修得年度)

令和 年 月 日

実 施 機 関

印